# 日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード 新旧対照表

第1.1版からの変更点を**太字下線**で示している。 第2.0版からの変更点は<mark>赤字</mark>で示している。

第2.1版	第1.1版	第2.0版がらの変更点は赤子で示している。
【第2.1版】改訂にあたって		
日本私立大学連盟(以下、当法人という)に加盟する会員法人の将来に向けた大学改		当法人に加盟する会員法人の将来に向けた大学改革を推進する上での指針となる『日
		当広人に加盟する会員広人の行木に向けた人子改革を推進する上での指針となる。  本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード【第1版】』を令和元年6月に策定した
<del>単を推進するうとでの指針となる『日本松立人子建盟 松立人子ガバナラス・コード』</del>   (以下、「本コード」という。) 【第1版】を令和元年6月に策定した後、会員法人か		本松立人子建盟   松立人子ガバナン人・コード 【弟子版】』を市相九年も月に東足した   後、会員法人からの遵守状況報告の仕組みの導入など、当法人における本コードの取り
「 <del>スト、「本コート」という。」【第1版】を下れ几年も月に東足した後、云真広八が</del>   らの遵守状況報告の <mark>仕組</mark> の導入など、当法人における本コードの取り扱いに関する事項		後、云真宏人がらの違す仏光報音の位組みの導入など、当宏人におりる本コートの取り 扱いに関する事項を組み込んだ【第1.1版】への改訂を令和5年3月に行った。
		放いに関する事項を組み込んに【第1.1版】への成訂を事相5年3月に行うた。
<u>を組み込んだ【第1.1版】への改訂を令和5年3月に行った。</u>		
<u>この間、少子化が急速に進展するなか、私立大学の不祥事が報じられたこともあり、</u>		この間、少子高齢化(18歳人口の減少)がいよいよ目前の課題となりつつあるな
<u>さらなる私立大学全体のガバナンス向上が社会から強く要請されている。令和5年度の</u>		か、私立大学の不祥事も報じられたこともあり、さらなる私立大学全体のガバナンス向
<u>私立学校法改正も、このようなことを背景に生じたものと推測される。以上のような私</u>		上が社会から強く要請されている。令和5年度の私立学校法改正も、このような動きか
立大学を取り巻く環境変化にすみやかに対応するためには、今後も継続したガバナンス		ら生じたものと推測される。以上のような私立大学を取り巻く環境変化にすみやかに対
<u>に関する取組の改善は必要不可欠である。</u>		応するためには、今後も継続したガバナンスに関する取組の改善は必要不可欠である。
今回行った改訂は、【第1版】の主旨を大きく変更するものではない。		今回行った改訂は、【第1版】の主旨を大きく変更するものではない。
		具体的な改訂内容は、私立学校法改正に伴い、一部法制化された理事、監事、評議
		  員、会計監査人に関する制度との整合性の確保、「遵守原則」及び「重点事項」の体系
などを行った。この改訂により「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」の関連性を		整備などである。改訂が「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」の関連性をより明
より明確にし、本コードの体系への理解を促進するようにした。		確にして、本コードの体系への理解を促進するようにした。
<u>【第2.1版】では、本コードの遵守状況を判断するにあたり、具体的な指針となる</u>		
「実施項目」の整理を行った。従来の「実施項目」で記載されている内容は、「重点事		
<u>項」を達成するために、実際に努めるべき具体的項目を示しているものの、私立大学の</u>		
<u>多様なガバナンス構造を反映させたことにより、多くの会員法人に共通する実効的な取</u>		
<u>組例とガバナンス向上のために推奨される取組例が混在しているとの意見があった。こ</u>		
<u>のことは会員法人間で遵守状況の判断に差があるように社会から誤解されかねない懸念</u>		
も生じる。そこで【第2.1版】では「実施項目」を、多くの会員法人に共通する実効的		
な取組例(A)とガバナンス向上のために推奨される取組例(B)に分けて明示するこ		
とにより、社会からの理解可能性を高め、会員法人のガバナンス向上に資するものとし		
<u>た。</u>		
当法人は今後も、会員法人がガバナンス向上の取組を実現するための支援を行うとと		当法人は、私立大学のガバナンスの取組を今後も向上させるための支援を継続し、よ
もに、会員法人間の相互研鑽を促進するなど、会員法人のガバナンス強化と健全性の向		りよい取組を実現していくため、会員法人の相互研鑽なども含めた会員法人のガバナン
上を図ることにより、私立大学全体の充実発展に貢献していきたいと考えている。		スの強化と健全性の向上を図るとともに、私立大学全体の充実発展に貢献したいと考え
		ている。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
【第2.1版】改訂にあたって 〇本コード【第 2.2	1 版】の改訂内容について	<del>の改訂範囲について</del>
【第2.0版】は、今般、私立学校法改正をはじめとし <mark>た</mark> 学校法人のガバナンスを取り		【第2.0版】は、今般、私立学校法改正をはじめとして学校法人のガバナンスを取り
巻く状況に変化が生じていることを踏まえ、考え方の再整理を行ったもので <mark>ある。【第</mark>		巻く状況に変化が生じていることを踏まえ、考え方の再整理を行ったものです。本【第
2.0版】では、遵守の対象である「基本原則」、「遵守原則」及び遵守の判断の指針で		2.0版】では、遵守の対象である「基本原則」「遵守原則」及び遵守の判断の指針であ
ある「重点事項」までを改訂し、今後の <mark>私立大学の</mark> ガバナンスで求められる <mark>事項を体系</mark>		る「重点事項」までを改訂し、今後の学校法人ガバナンスで求められる大きな考え方を
<mark>化し、提示した。</mark>		提示しています。
		実効的な取組例である「実施項目」に関しては、【第2.0版】の改訂範囲に含めてお
		らず、今後会員法人の取組事例等も収集した上で、令和6年度に公表予定の【第2.1
		版】で提示する予定です。このため、本【第2.0版】は会員法人に令和6年度から直ち
		に適用を求めるものではなく、令和7年度の改正私学法施行に備える意味で、早期にマ
		え方を示しているものである点にご留意ください。
【第2.1版】では、従来の「実施項目」を必要に応じて修正・追加し、多くの会員法		
人に共通する実効的な取組例(A)とガバナンス向上のために推奨される取組例(B)		
<u>の2つに分け、明示することとした。</u>		
【第2.1版】改訂にあたって 〇「私立大学ガバラ	ナンス・コード遵守状況報告書」について	
【第1.1版】より会員法人に対し、自律的にガバナンス状況を点検し、点検内容を社		
会に公表するために、「私立大学ガバナンス・コード遵守状況報告書」(以下、「遵守		
状況報告書」)の提出を求めることとなった。改訂後、毎年度会員法人から「遵守状況		
報告書 <u>」の提出がされているが、「遵守状況報告書」の運用において、若干の誤解があ</u> 		
るように感じる事案が生じている。		
本コードの「遵守状況報告書」はすべての項目において「遵守」していなければなら		
ないものではない。あくまでも会員法人の現状のガバナンスの状況を報告するものであ		
る。そのため、ガバナンス体制の機能不全があると判断したのであれば、「限定付遵 守」、「遵守不十分」又は「未遵守」とし、具体的な改善の取組を公表すればよい。自		
<u>す」、「遠寸不下分」又は「未遠寸」とし、具体的な以書の取組を公表すればよい。日</u> 律的なガバナンスを実行するためには、「遵守」できていない場合には、その旨を公表		
し、具体的な改善の取組もあわせて公表することを通じて、社会からの理解を得るよう		
努める必要がある。		
本コードで示された「実施項目」は多くの会員法人に共通する実効的な取組例(A)		
とガバナンス向上のために推奨される取組例(B)であり、「実施項目」以外による取		
であり、この際に会員法人が判断に用いた取組を記述するのが「エクスプレイン」であ		
<u>る。私立大学の多様性を前提にすれば、「エクスプレイン」を伴う「遵守」は当然存在</u>		
<u>しうる。</u>		
また現状、概ね1年に1回の「遵守状況報告書」の提出を会員法人に求めているが、		
提出後、ガバナンス体制の機能不全等により、各法人が公表している「遵守状況報告		
書」の内容が実態と著しく乖離する状況が発生した場合は、「遵守状況報告書」に記載		
している状況と異なった事態に陥っていることから、すみやかに「限定付遵守」、「遵		
<u>守不十分」、「未遵守」又は「意見不表明」に変更できるような仕組を整備する必要が</u>		
<u>ある。</u>		
さらに「遵守状況報告書」の公表は理事長名で行うこととなっているため、理事長の		
不正などが発覚し、この状況がガバナンス体制の機能不全と判断される場合には、理事		
会もしくは監事が「遵守状況報告書」の内容を変更することができるような仕組を整備		

することも必要である。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
「遵守状況報告書」の公表は概ね1年に1度行えばよいものであるものの、点検・評		
<b>西後にガバナンス体制の機能不全等により、各法人が点検・評価時の内容が実態と著し</b>		
く乖離する状況が発生した場合は、すみやかに「遵守状況報告書」を「意見不表明」に		
変更し、公表すべきである。その後、遅滞なくガバナンス状況を点検・評価したうえ		
で、改めて遵守状況に関し「遵守」、「限定付遵守」、「遵守不十分」又は「未遵守」		
とした「遵守状況報告書」の公表を行わなければならない。		
ガバナンス体制に変化が生じた場合には、機動的に「遵守状況報告書」の遵守状況を		
変更できる仕組を整備し、実行していくことが、社会からの信頼を得るために必要不可 とな行動であると考える。		
【第2.1版】改訂にあたって 〇会員法人への適用	開始時期について	
会員法人に対する【第2.1版】の適用は、令和7年4月1日 <mark>以降となるが、【第2.1</mark>		会員法人への本コード改訂版の適用は、実施項目を加えた【第2.1版】の形で改正私
版】の総会承認以前にすでに次年度の「遵守状況報告書」の点検・評価作業を行ってい		立学校法が施行される令和7年4月1日に開始する予定です。このため、令和7年3月
ることが想定される。そのため、令和7年度の「遵守状況報告書」については、【第1.1		31日までの会員法人による本コードに基づく点検・報告等は、【第1.1版】を使用す
反】、【第2.1版】のいずれを適用するかは会員法人の判断としたうえで、適用した版		ることを想定しています。
を明記するものとする。したがって【第2.1版】の全面適用は、令和8年度の点検・評		※版の番号に関する考え方は、「3.本コードの改訂」(本冊子7頁)をご参照くださ
<u>面からとなる。</u>		い。
【第2.1版】改訂にあたって 〇【第 2.0 版】にお	ける「実施項目(参考)」について	
		「Ⅱ.各コードについて」(本冊子8頁~)に掲載している「実施項目(参考)」
		は、【第2.0版】の各原則に対する具体的な取組例(グッドプラクティス)のイメージ
		として、想定される代表的な取組の一部を例示しているものです。各実施項目は、【第
		2.1版】改訂時に提示する予定です。
はじめに		
当法人は、昭和26(1951)年に創立されて以降、「会員相互の協力によって、私立	<b>日本私立大学連盟(以下、「</b> 当法人 <u>」という)</u> は、昭和26(1951)年に創立されて	日本私立大学連盟(以下、「当法人」という)は、昭和26(1951)年に創立されて
大学の権威と自由を保持し、大学の振興と向上を図り、学術文化の発展に貢献し、もっ	<b>&amp;、「会員相互の協力によって、私立大学の権威と自由を保持し、大学の振興と向上</b>	以降、「会員相互の協力によって、私立大学の権威と自由を保持し、大学の振興と向」

て大学の使命達成に寄与する」ことを目的に、さまざまな活動を行ってきた。

どの課題に直面しており、大きく変化しつつある。こうした課題への取組に<mark>あ</mark>たって、 研究の質の向上に向けて、積極的に対応していく必要がある。

つつ、大学改革を推進する**うえ**で指針となる本コードを策定した。

┃を図り、学術文化の発展に貢献し、もって大学の使命達成に寄与する」ことを目的に、┃を図り、学術文化の発展に貢献し、もって大学の使命達成に寄与する」ことを目的に、 さまざまな活動を行ってきた。

学部学生の約8割の教育を担う私立大学は、わが国における高等教育機関として欠く┃ 学部学生の約8割の教育を担う私立大学は、わが国における高等教育機関として欠く┃ 学部学生の約8割の教育を担う私立大学は、わが国における高等教育機関として欠く ことができない公共性を有する存在である。現在、私立大学を取り巻く環境は、少子高┃ことができない公共性を有する存在である。現在、私立大学を取り巻く環境は、少子高┃ことができない公共性を有する存在である。現在、私立大学を取り巻く環境は、少子高 齢化(生産年齢人口の減少)、グローバル化や情報化の進展に伴う国際競争力の衰退な「齢化(生産年齢人口の減少)、グローバル化や情報化の進展に伴う国際競争力の衰退な「齢化(生産年齢人口の減少)、グローバル化や情報化の進展に伴う国際競争力の衰退な ┃どの課題に直面しており、大きく変化しつつある。こうした課題への取組に<mark>当</mark>たって、 ┃どの課題に直面しており、大きく変化しつつある。こうした課題への取組に当たって、 会員法人はその特色と多様性を生かし、社会からの期待に応える大学改革の推進や教育と員法人はその特色と多様性を生かし、社会からの期待に応える大学改革の推進や教育し会員法人はその特色と多様性を生かし、社会からの期待に応える大学改革の推進や教育 研究の質の向上に向けて、積極的に対応していく必要がある。

**コード』(以下、**「本コード」**という。)**を策定した。

さまざまな活動を行ってきた。

研究の質の向上に向けて、積極的に対応していく必要がある。

このような状況を踏まえ、当法人は、会員法人の自主性と私立大学の多様性を踏まえ┃ このような状況を踏まえ、当法人は、会員法人の自主性と私立大学の多様性を踏まえ┃ このような状況を踏まえ、当法人は、会員法人の自主性と私立大学の多様性を踏まえ |つつ、大学改革を推進する**上**で指針となる『**日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・||**つつ、大学改革を推進する上で指針となる『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・ コード』(以下、「本コード」という。)を策定した。

#### 第2.1版

ガバナンスとは、日本語では統治や管理と訳されることが多く、透明・公正かつ迅 果たし、社会からの期待に応えていくために必要不可欠なものである。

クホルダーに対して説明責任を果たすための一助となると考えている。

え、必要に応じて見直すこととしている。

この見直しとともに、会員法人が本コードを遵守することによって、大学ガバナンス┃ この見直しとともに、会員法人が本コードを遵守することによって、大学ガバナンス┃ この見直しとともに、会員法人が本コードを遵守することによって、大学ガバナンス の取組を向上させていくことが、会員法人の自主性と私立大学の多様性を確保すること の取組を向上させていくことが、会員法人の自主性と私立大学の多様性を確保すること の取組を向上させていくことが、会員法人の自主性と私立大学の多様性を確保すること に通じるものと信じている。

当法人は、本コードを指針とする会員法人の自律的な大学運営に対する支援を通じ、 会員法人のガバナンスの強化と健全性の向上を図るとともに、私立大学全体の充実発展 会員法人のガバナンスの強化と健全性の向上を図るとともに、私立大学全体の充実発展 会員法人のガバナンスの強化と健全性の向上を図るとともに、私立大学全体の充実発展 に貢献したいと考えている。

#### 第1.1版

ガバナンスとは、日本語では統治や管理と訳されることが多く、透明・公正かつ迅 速・的確な意思決定を行う制度・取組と、自ら設定した目標を達成するための手段及びは、的確な意思決定を行う制度・取組と、自ら設定した目標を達成するための手段及びは、地・的確な意思決定を行う制度・取組と、自ら設定した目標を達成するための手段及びは、 結果を監視するための手段を決定する制度・取組という 2 つの仕組を包含した概念であ 結果を監視するための手段を決定する制度・取組という二つの仕組みを包含した概念で に結果を監視するための手段を決定する制度・取組という二つの仕組みを包含した概念で 【る。概して、企業において議論されることが多いガバナンスという概念ではあるが、私┃ある。概して、企業において議論されることが多いガバナンスという概念ではあるが、┃ある。概して、企業において議論されることが多いガバナンスという概念ではあるが、 立大学においても、その公共性に鑑み、教育研究を充実発展させるという崇高な使命を「私立大学においても、その公共性に鑑み、教育研究を充実発展させるという崇高な使命」「私立大学においても、その公共性に鑑み、教育研究を充実発展させるという崇高な使命 を果たし、社会からの期待に応えていくために必要不可欠なものである。

- 会員法人が今般策定した本コードを大学運営の指針とすることは、これまで実践して┃- 会員法人が今般策定した本コードを大学運営の指針とすることは、これまで実践して┃- 会員法人が今般策定した本コードを大学運営の指針とすることは、これまで実践して |きた会員法人自らのガバナンスのあり方をより一層強化することであり、幅広いステー┃きた会員法人自らのガバナンスのあり方をより一層強化することであり、幅広いステー┃きた会員法人自らのガバナンスのあり方をより一層強化することであり、幅広いステー クホルダーに対して説明責任を果たすための一助となると考えている。

また、本コードは不変のものではなく、常に変化し、進化していくことを目指してお┃ また、本コードは不変のものではなく、常に変化し、進化していくことを目指してお┃ また、本コードは不変のものではなく、常に変化し、進化していくことを目指してお り、会員法人の遵守状況や私立大学を取り巻く社会環境の変化、社会からの要請を踏ま┃り、会員法人の遵守状況や私立大学を取り巻く社会環境の変化、社会からの要請を踏ま┃り、会員法人の遵守状況や私立大学を取り巻く社会環境の変化、社会からの要請を踏ま え、必要に応じて見直すこととしている。

に通じるものと信じている。

当法人は、本コードを指針とする会員法人の自律的な大学運営に対する支援を通じ、 に貢献したいと考えている。

#### 第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし

ガバナンスとは、日本語では統治や管理と訳されることが多く、透明・公正かつ迅 を果たし、社会からの期待に応えていくために必要不可欠なものである。

**│**クホルダーに対して説明責任を果たすための一助となると考えている。

え、必要に応じて見直すこととしている。

に通じるものと信じている。

当法人は、本コードを指針とする会員法人の自律的な大学運営に対する支援を通じ、 に貢献したいと考えている。

### 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について 1. 「コード」とは

本コードは、「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の**4**つか 本コードは、「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の**四**つか

ら構成される。「基本原則」から「実施項目」すべてを包含して、コードとしている。「ら構成される。「基本原則」から「実施項目」すべてを包含して、コードとしている。『ら構成される。「基本原則」から「実施項目」すべてを包含して、コードとしている。

- 本コードは、「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の四つか

#### 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について 2. 「基本原則」とは

会員法人が原則、実施する必要があると考えた内容を示している。具体的には、 「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」及び 「4. 継続性の確保」の4つを掲げている。この4つはそれぞれ独立したものではな く、<u>4</u>つが揃ってこそ、私立大学のガバナンスが有効に機能すると考えられるため、い┃く、<u>四</u>つが揃ってこそ、私立大学のガバナンスが有効に機能すると考えられるため、い┃く、四つが揃ってこそ、私立大学のガバナンスが有効に機能すると考えられるため、い ずれも欠くことができないものである。

会員法人が原則、実施する必要があると考えた内容を示している。具体的には、 「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」及び 「4.継続性の確保」の**四**つを掲げている。この**四**つはそれぞれ独立したものではな ずれも欠くことができないものである。

会員法人が原則、実施する必要があると考えた内容を示している。具体的には、 「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」及び 「4. 継続性の確保」の四つを掲げている。この四つはそれぞれ独立したものではな ずれも欠くことができないものである。

#### 3. 「遵守原則」とは 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について

「基本原則」を遵守するために必要であると考える内容を示している。「基本原則」 と「遵守原則」は、会員法人が遵守すべき項目である。

「基本原則」を遵守するために必要であると考える内容を示している。「基本原則」 と「遵守原則」は、会員法人が遵守すべき項目である。

「基本原則」を遵守するために必要であると考える内容を示している。「基本原則」 と「遵守原則」は、会員法人が遵守すべき項目である。

## 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について 4. 「重点事項」とは

「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項を示している。また「重点事項」は 上位の「遵守原則」の遵守状況(取組状況)を判断する際の指針となる。

「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項を示している。また「重点事項」は 上位の「遵守原則」の遵守状況(取組状況)を判断する際の指針となる。

「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項を示している。また「重点事項」は 上位の「遵守原則」の遵守状況(取組状況)を判断する際の指針となる。

#### 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について 5. 「実施項目」とは

会員法人が「重点事項」を達成するために、実際に努めるべき具体的項目**、ガバナン**会員法人が「重点事項」を達成するために、実際に努めるべき具体的項目**を示してい** より、A、Bという2種類で区分表示している。ただしA、B以外の方法でも「重点事│れば、「重点事項│を達成していないと即座に判断されることにはならない。 項」の達成は可能であり、これ以外の取組を排除するものではない。

<mark>ス強化のために将来的に実現していただきたい事項や実効的な取組例(会員法人が実施 │る。「実施項目」は、上位の「重点事項」を達成するための、実効的な取組例(会員法</mark>┃る。「実施項目」は、上位の「重点事項」を達成するための、実効的な取組例(会員法 <mark>しているグッド・プラクティス等)が含まれている</mark>。**具体的には、以下のような基準に │人が実施しているグッドプラクティス等)であり、すべての「実施項目」を実施しなけ** ┃人が実施しているグッドプラクティス等)であり、すべての「実施項目」を実施しなけ

会員法人が「重点事項」を達成するために、実際に努めるべき具体的項目を示してい れば、「重点事項」を達成していないと即座に判断されることにはならない。

A:「実施項目」の中でも重要性が高く、多くの会員法人に共通する実効的な取組例 を示したものである。これらの項目の多くが行われていると、「重点事項」を達成し、 「遵守原則」を遵守していると判断できる。

B:会員法人が実施しているグッド・プラクティス等であり、ガバナンス向上のため に推奨される、もしくは将来的に取り組んでもらいたい取組の一例 である。これらの **項目を実施していないとしても、「遵守原則」を遵守していないとはならない。** 

# 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について 6. 「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の関係性

「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の関係は、目的と手段 の関係ではない。

下位基準がすべて達成されていなくとも、上位基準が達成されていると判断できる場 合がある。あくまでも上位概念の遵守の判断のために、下位基準を利用するのであっ て、下位基準を「ボックス・ティッキング(形式主義的にコードを利用すること)」的「て、下位基準を「ボックス・ティッキング(形式主義的にコードを利用すること)」的「て、下位基準を「ボックス・ティッキング(形式主義的にコードを利用すること)」的 に利用するものではない。このことはすべての下位基準を達成することを意図しておら【に利用するものではない。このことはすべての下位基準を達成することを意図しておら【に利用するものではない。このことはすべての下位基準を達成することを意図しておら ず、とくに「実施項目」に関しては、形式的にそのすべてを実施することを意図するも「ず、とくに「実施項目」に関しては、形式的にそのすべてを実施することを意図するも「ず、とくに「実施項目」に関しては、形式的にそのすべてを実施することを意図するも のではない。

で、多様性を特徴とする私立大学において、遵守状況の判断の指針となる「重点事項」┃で、多様性を特徴とする私立大学において、遵守状況の判断の指針となる「重点事項」┃で、多様性を特徴とする私立大学において、遵守状況の判断の指針となる「重点事項」 及び「実施項目」については、提示されている方策や<mark>取組</mark>以外のものを採用している場 及び「実施項目」については、提示されている方策や**手段**以外のものを採用している場 及び「実施項目」については、提示されている方策や手段以外のものを採用している場 合が想定される。このため、本コードではコンプライ・オア・エクスプレインの原則を「合が想定される。このため、本コードではコンプライ・オア・エクスプレインの原則を「合が想定される。このため、本コードではコンプライ・オア・エクスプレインの原則を 採用しており、会員法人が別の方策や<mark>取組</mark>を行っている場合、当法人は当該方策や**取組** 採用しており、会員法人が別の方策や**手段**を行っている場合、当法人は当該方策や**手段** 採用しており、会員法人が別の方策や手段を行っている場合、当法人は当該方策や手段 の内容と遵守状況(取組状況)の報告を受け、更なる私立大学の発展のために報告内容 の内容と遵守状況(取組状況)の報告を受け、更なる私立大学の発展のために報告内容 の内容と遵守状況(取組状況)の報告を受け、更なる私立大学の発展のために報告内容 を会員法人に共有し、還元する。

「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の関係は、目的と手段 の関係ではない。

下位基準がすべて達成されていなくとも、上位基準が達成されていると判断できる場┃ |合がある。あくまでも上位概念の遵守の判断のために、下位基準を利用するのであっ ||合がある。あくまでも上位概念の遵守の判断のために、下位基準を利用するのであっ のではない。

を会員法人に共有し、還元する。

「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」の関係は、目的と手段 の関係ではない。

下位基準がすべて達成されていなくとも、上位基準が達成されていると判断できる場 のではない。

会員法人はすべての「基本原則」及び「遵守原則」の遵守を目指すべきである。一方┃ 会員法人はすべての「基本原則」及び「遵守原則」の遵守を目指すべきである。一方┃ 会員法人はすべての「基本原則」及び「遵守原則」の遵守を目指すべきである。一方 を会員法人に共有し、還元する。

### 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について 7. コードの適用範囲

本コードの適用範囲は、大学を設置している学校法人である。すべての 会員法人に大 📗 本コードの適用範囲は、大学を設置している学校法人である。すべての 学校法人に大 📗 本コードの適用範囲は、大学を設置している学校法人である。すべての学校法人に大 におく法人も多数あることから、これらの法人等に本コードをそのまま適用しにくいこ ることから、これらの法人等に本コードをそのまま適用しにくいことが想定される。 とが想定される。

えて適用することが望まれる。

学が設置されていることから、コード**の記述**は大学を基礎として記述されている。しか 🖢 学が設置されていることから、コードは大学を基礎として記述されている。しかし会員 📲 学が設置されていることから、コードの記述は大学を基礎として記述されている。しか し会員法人には、<mark>附</mark>属校、子法人、事業会社**又は**グループ校その他の法人等(株式会 基法人には、**付**属校、事業会社**または**グループ校その他の法人等(株式会社、当該会員法 し会員法人には、付属校、子法人、事業会社またはグループ校その他の法人等(株式会 社、当該会員法人とは別の学校法人を含む。以下、「傘下法人<u>※1</u>」という。)を傘下【人とは別の学校法人を含む。以下、「傘下法人等」という)を傘下におく法人も多数あ【社、当該会員法人とは別の学校法人を含む。以下、「傘下法人※1」という。)を傘下

本コードの遵守判断に**あたって**は、傘下法人に問題が生じた場合、会員法人の運営に┃ 本コードの遵守判断に**当たって**は、傘下法人**等**に問題が生じた場合、会員法人の運営┃ 本コードの遵守判断にあたっては、傘下法人に問題が生じた場合、会員法人の運営に み替えて適用することが望まれる。

■におく法人も多数あることから、これらの法人等に本コードをそのまま適用しにくいこ とが想定される。

重大な影響を**与える**可能性がある傘下法人については、可能な限り、本コードを読み替しに重要な影響を**及ぼす**可能性がある傘下法人等については、可能な限り、本コードを読<mark>し</mark>重大な影響を与える可能性がある傘下法人については、可能な限り、本コードを読み替 えて適用することが望まれる。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
なお、会員法人が支配法人※2でない法人であっても、会員法人 <mark>及び</mark> 傘下法人にとっ		なお、会員法人が支配※2していない法人であっても、会員法人および傘下法人に
て重要な取引を行っている法人(以下、「主要取引法人」という。)については、会員		とって重要な取引を行っている法人(以下、「主要取引法人」という。)については、
法人の運営に重大な影響を与える可能性があるとき、会員法人は、会員法人と主要取引		会員法人の運営に重大な影響を与える可能性があるとき、会員法人は、会員法人と主要
<u>法人との関係性及び状況を考慮したうえで、「基本原則1」、「基本原則3」及び「基</u>		取引法人との関係性及び状況を考慮したうえで、基本原則1、基本原則3および基本原
本原則4」の遵守状況を判断する必要がある。		則 4 の遵守状況を判断する必要がある。
※1:「傘下法人」 <mark>に</mark> は、支配法人の他、支配法人に該当しない法人であっても、当		※1:「傘下法人」とは、支配法人の他、支配法人に該当しない法人であっても、当
該法人の意思決定に実質的に影響を及ぼすことができる法人を含む。		該法人の意思決定に実質的に影響を及ぼすことができる法人を含む。
※2:「支配法人」とは、私立学校法施行令第1条第5号で定められた内容に該当す		※2:「支配法人」とは、私立学校法施行令第1条第5号で定められた内容に該当す
<u>る法人をいう。</u>		る法人をいう。

## 『日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード』について 8. コードの遵守状況の判断

本コードの遵守状況について、「基本原則」の遵守状況の判断に<mark>あ</mark>たっては、「遵守<mark>|</mark> 本コードの遵守状況について、「基本原則」の遵守状況の判断に<u>**当</u>たっては、「遵守</mark>|</u>** 原則|、「重点事項|、「実施項目|の取組<mark>状況</mark>によって、また「遵守原則|の遵守状<mark>|原則|、「重点事項|、「実施項目|の取組等によって、また「遵守原則|の遵守状況</mark>|原則|、「重点事項|、「実施項目|の取組等によって、また「遵守原則|の遵守状況 況の判断に<mark>あ</mark>たっては、「重点事項」、「実施項目」の取組<mark>状況</mark>によって行うものとす の判断に<u>当</u>たっては、「重点事項」、「実施項目」の取組<u>等</u>によって行うものとする。 の判断に当たっては、「重点事項」、「実施項目」の取組等によって行うものとする。 る。判断結果は、以下の5種類がある。

(1)「遵守」

会員法人が「基本原則」又は「遵守原則」を十分に遵守できていると判断したこ とを意味する。

(2) 「限定付遵守」

会員法人が下位の項目が複数ある原則において、一部の項目が遵守あるいは達成┃ できておらず、「基本原則」<mark>又は</mark>「遵守原則」の遵守が限定的と判断したことを意味す できておらず、「基本原則」<u>または</u>「遵守原則」の遵守が限定的と判断したことを意味 できておらず、「基本原則」または「遵守原則」の遵守が限定的と判断したことを意味 る。

(3)「遵守不十分」

会員法人が下位の項目が遵守あるいは達成できておらず、「基本原則」又は「導」 守原則」の目的の達成も十分な水準にはないが、未遵守ではないと判断したことを意味┃「遵守原則」の目的の達成も十分な水準にはないが、未遵守ではないと判断したことを┃「遵守原則」の目的の達成も十分な水準にはないが、未遵守ではないと判断したことを する。

(4) 「未遵守」

会員法人が「基本原則」又は「遵守原則」の趣旨を遵守できていないと判断した ことを意味する。

(5)「意見不表明」

会員法人が「基本原則」又は「遵守原則」の趣旨を遵守できているか判断できな いことを意味する。

判断結果は、以下の5種類がある。

(1)「遵守」

会員法人が「基本原則」**または**「遵守原則」を十分に遵守できていると判断した ことを意味する。

(2) 「限定付遵守」

会員法人が下位の項目が複数ある原則において、一部の項目が遵守あるいは達成 する。

(3)「遵守不十分」

会員法人が下位の項目が遵守あるいは達成できておらず、「基本原則 | **または** 意味する。

(4) 「未遵守」

会員法人が「基本原則」**または**「遵守原則」の趣旨を遵守できていないと判断し たことを意味する。

(5) 「意見不表明」

会員法人が「基本原則」または「遵守原則」の趣旨を遵守できているか判断でき ないことを意味する。

本コードの遵守状況について、「基本原則」の遵守状況の判断に当たっては、「遵守 判断結果は、以下の5種類がある。

(1) 「遵守」

会員法人が「基本原則」または「遵守原則」を十分に遵守できていると判断した ことを意味する。

(2) 「限定付遵守」

会員法人が下位の項目が複数ある原則において、一部の項目が遵守あるいは達成 する。

(3)「遵守不十分」

会員法人が下位の項目が遵守あるいは達成できておらず、「基本原則」または 意味する。

(4) 「未遵守」

会員法人が「基本原則」または「遵守原則」の趣旨を遵守できていないと判断し たことを意味する。

(5)「意見不表明」

会員法人が「基本原則」または「遵守原則」の趣旨を遵守できているか判断でき ないことを意味する。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
Ⅰ. 策定方針について 1. 自主性の尊重		
会員法人は、それぞれが建学の精神に沿って自主的かつ自律的に大学を運営している。当法人は、多様な私立大学の教育研究の推進を支援するものであり、会員法人の「自主性の尊重」によって、私立大学の多様性は確保されるという考えを前提としている。したがって、本コードは、会員法人の自主性と多様性に基づくガバナンスの強化と健全性の向上を図るための指針である。	「自主性の尊重」によって、私立大学の多様性は確保されるという考えを前提としている。したがって、本コードは、会員法人の自主性と多様性に基づくガバナンスの強化と	会員法人は、それぞれが建学の精神に沿って自主的かつ自律的に大学を運営している。当法人は、多様な私立大学の教育研究の推進を支援するものであり、会員法人の「自主性の尊重」によって、私立大学の多様性は確保されるという考えを前提としている。したがって、本コードは、会員法人の自主性と多様性に基づくガバナンスの強化と健全性の向上を図るための指針である。
I. 策定方針について 2. コードの遵守状況	(取組状況) の報告と公表 <u>コンプライ・オア・</u>	<del>エクスプレイン</del>
<mark>あ</mark> たって、1992年に英国で最初に採用されて以降、ドイツやオランダなどでも広く採 用されている考え方である。この原則の意図するところは、コードを形式的に遵守する	※ 「コンプライ・オア・エクスプレイン」の原則は、コーポレート・ガバナンス改革に <b>当</b> たって、1992年に英国で最初に採用されて以降、ドイツやオランダなどでも広く採用されている考え方である。この原則の意図するところは、コードを形式的に遵守することを回避させ、遵守できない場合には、外部に対して説明することにより、各主体の柔軟性を認めるものである。この原則を前提として、本コードを策定している。(本節末尾記載内容)	当たって、1992年に英国で最初に採用されて以降、ドイツやオランダなどでも広く採用されている考え方である。この原則の意図するところは、コードを形式的に遵守することを回避させ、遵守できない場合には、外部に対して説明することにより、各主体の
(2) 会員法人による当法人への遵守状況(取組状況)の報告		
・ 会員法人は、「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況(取組状況)を概ね1年に 1度点検・評価し、 <u>「遵守状況報告書」</u> を当法人へ提出する。	・ 会員法人は、「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況(取組状況)を概ね1年に 1度点検・評価し、 <u>「私立大学ガバナンス コード遵守状況報告書」</u> を当法人へ提出す る。	
	また、遵守状況(取組状況)に変更が生じた場合、すみやかに当法人に報告する。	
<u>各法人が公表している「遵守状況報告書」の内容が実態と著しく乖離する状況が発生した場合は、すみやかに「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況(取組状況)を点検・ 評価したうえで、変更後の「遵守状況報告書」を提出する。</u>		
・ <b>規</b> 状のガバナンス体制の点検・評価に時間を要するときには、遵守状況を「意見不表明」に亦更しな「遵守状況を集ました提出し、方は、認知が完了した後、改めて「遵守		
<u>明」に変更した「遵守状況報告書」を提出し、点検・評価が完了した後、改めて「遵守</u> 状況報告書」を提出するよう努める。		
・ 当法人は、会員法人から遵守状況(取組状況)の報告を受け、その結果を <mark>社会及び</mark> 会員法人に還元することによって、大学改革の推進と自主性の向上に寄与する。	・ 当法人は、会員法人から本コードにおける「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況(取組状況)の報告を受け、その結果を会員法人に還元することによって、大学改革の推進と自主性の向上に寄与する。また、遵守状況(取組状況)に変更があった場合、その都度、会員法人からの報告を受ける。	
(3)会員法人による遵守状況(取組状況)の公表		
・ 会員法人は、「遵守状況報告書」を概ね1年に1度、自らのwebサイトその他の方法により公開する。 ・ 会員法人は、「遵守状況報告書」に加えて、遵守状況に関する情報を自らのwebサイトその他の方法により積極的に公開する。 ・ 会員法人は、遵守状況(取組状況)に変更が生じた場合、すみやかに「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況(取組状況)を点検・評価したうえで、改めて「遵守状況報告書」を公表する。	・ 会員法人は、 <b>自らの多様なステークホルダーに対し、本コードの</b> 遵守状況に関する情報を自らのwebサイトその他の方法により、積極的に公開する。	・ 会員法人は、自らの多様なステークホルダーに対し、本コードの遵守状況報告書を自らのwebサイトその他の方法により、公表する。 ・ また会員法人は、遵守状況に関する情報(取組状況)を自らのwebサイトその他の方法により積極的に公表する。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
・ ガバナンス体制の機能不全等により、各法人が公表している「遵守状況報告書」の 内容が実態と著しく乖離する状況が発生し、遵守状況(取組状況)の点検・評価ができ ない場合には、遵守状況を「意見不表明」に変更した「遵守状況報告書」をすみやかに 公表し、その後遅滞なくガバナンス状況の点検・評価したうえで、改めて「遵守状況報 告書」を公表するなど、社会からの信頼を得るための情報公開に努める。 ・ 当法人は、会員法人の「遵守状況報告書」をとりまとめ、会員法人全体の遵守状況	・ 当法人は、会員法人の <u><b>遵守状況(取組状況)</b></u> をとりまとめ、会員法人全体の遵守状	・ 当法人は、会員法人の遵守状況報告書をとりまとめ、会員法人全体の遵守状況を社
を社会へ公表するとともに、会員法人の承諾がある場合に限り、当該法人の遵守状況に関する情報を当法人のwebサイトその他の方法により、社会へ <mark>公開</mark> する。	況 <u>(取組状況)</u> を社会へ公表するとともに、会員法人の承諾がある場合に限り、当該法人の遵守状況 <u>(取組状況)</u> を当法人のwebサイトその他の方法により、社会へ公表する。	
(4) 本コードにおけるエクスプレインの種類		
・ 会員法人の自主性並びに多様性の担保の観点から、本コードに定める「重点事項」 や「実施項目」以外の方策 <mark>や取組</mark> により「基本原則」及び「遵守原則」を遵守すること	ー げない。ただし、その場合には、会員法人は、当法人に対し、その当該方策 <u>等</u> の内容を	や「実施項目」以外の方策等により「基本原則」及び「遵守原則」を遵守することを妨
・ エクスプレインは、以下の $\mathbf{a} \sim \mathbf{f} \ 0$ 6つの状況のときに行われる。	・ エクスプレインは、以下の <u>ような</u> 6つの状況のときに行われる。	・ エクスプレインは、以下のような6つの状況のときに行われる。
①「遵守」 <b>a</b> コードに記載されていない方策 <b>や取組</b> で <u>「</u> 基本原則 <u>又は「</u> 遵守原則 <u></u> を遵守している場合 コードに記載されていない別の方策 <b>や取組</b> についての説明が必要となる。 <b>b</b> 「基本原則」は遵守できているが、下位の <u>「</u> 遵守原則」の一部が遵守できていない場	(1) 「遵守」 ①コードに記載されていない方策で基本原則 <u>または</u> 遵守原則を遵守している場合コードに記載されていない別の方策についての説明が必要となる。 ②基本原則は遵守できているが、下位の遵守原則の一部が遵守できていない場合、 <u>または</u> 遵守原則は遵守できているが、下位の重点事項の一部が達成できていない場合上位の基本原則 <u>もしくは</u> 遵守原則を遵守できていると判断したことに対する、ステーク	(1)「遵守」 ①コードに記載されていない方策で基本原則または遵守原則を遵守している場合 コードに記載されていない別の方策についての説明が必要となる。
遵守が限定的である場合 遵守が限定的となっている理由の説明が必要となる。 ③ 「遵守不十分」 d 「基本原則」又は「遵守原則」の目的の達成も十分な水準ではないが未遵守ではない場合	遵守が限定的となっている理由の説明が必要となる。 (3)「遵守不十分」 ④基本原則 <u>または</u> 遵守原則の目的の達成も十分な水準ではないが未遵守ではない場合	(2) 「限定付遵守」 ③下位の項目が複数ある原則において、一部の項目が遵守あるいは達成できておらず、 遵守が限定的である場合 遵守が限定的となっている理由の説明が必要となる。 (3) 「遵守不十分」 ④基本原則または遵守原則の目的の達成も十分な水準ではないが未遵守ではない場合 遵守が不十分と判断した理由及び今後の取組等の説明が必要となる。
	遵守できていない理由及び今後の取組等の説明が必要となる。 (5) 「意見不表明」 ⑥基本原則 <b>または</b> 遵守原則の遵守状況を判断できない場合 災害等の危機的状況 <u>で</u> 、遵守状況を十分に判断できる状況にないということに関する <u>説</u> 明及び今後の取組状況等の説明が必要となる。	(4) 「未遵守」 ⑤基本原則または遵守原則が遵守できていない場合 遵守できていない理由及び今後の取組等の説明が必要となる。 (5) 「意見不表明」 ⑥基本原則または遵守原則の遵守状況を判断できない場合 災害等の危機的状況で、遵守状況を十分に判断できる状況にないということに関する説 明及び今後の取組状況等の説明が必要となる。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
I. 策定方針について 3. 本コードの改訂		"
当法人において提案してきた大学ガバナンスに関する報告書、私立学校法等を参考としている。 ※本コードで掲げた「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」は不変のものではなく、会員法人のガバナンスを向上させるために、必要に応じて改訂されるべきものである。 ※本コードの改訂は、PDCAサイクル(P:コード策定、D:実施、C:遵守状況の把握、A:コードの見直し)を実施することによって行う。例えば、「実施項目」で提	私立大学ガバナンス・コード』を見直す。  ※本コードの策定に向けては、会員法人が実施しているグッドプラクティスやこれまで当法人において提案してきた大学ガバナンスに関する報告書、私立学校法等を参考としている。  ※本コードで掲げた「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」は不変のものではなく、会員法人のガバナンスを向上させるために、必要に応じて改訂されるべきものと考える。  ※本コードの改訂は、PDCAサイクル(P:コード策定、D:実施、C:遵守状況の把握、A:コードの見直し)を実施することによって行う。例えば、「実施項目」で提示する項目が、会員法人に有効であると判断した場合には「重点事項」とし、現状、「重点事項」であるものについても、会員法人が遵守すべきものについては、将来、	・ 当法人は、会員法人のガバナンス向上を目指し、必要に応じて『日本私立大学連盟私立大学ガバナンス・コード』を見直す。なお、基本原則及び遵守原則の内容を改訂する場合には、事前に会員法人の意見を聴取したうえで行う。 ※本コードの策定に向けては、会員法人が実施しているグッドプラクティスやこれまで当法人において提案してきた大学ガバナンスに関する報告書、私立学校法等を参考としている。 ※本コードで掲げた「基本原則」、「遵守原則」、「重点事項」及び「実施項目」は不変のものではなく、会員法人のガバナンスを向上させるために、必要に応じて改訂されるべきものと考える。 ※本コードの改訂は、PDCAサイクル(P:コード策定、D:実施、C:遵守状況の把握、A:コードの見直し)を実施することによって行う。例えば、「実施項目」で提示する項目が、会員法人に有効であると判断した場合には「重点事項」とし、現状、「重点事項」であるものについても、会員法人が遵守すべきものについては、将来、「遵守原則」とすることもあり得る。このPDCAサイクルによって、すべての会員法人のガバナンス向上を目指す。
況に応じて、【第 A. B C 版】と表記する。 A: 「基本原則」又は「遵守原則」の内容のバージョンを意味する。「基本原則」及び「遵守原則」の内容が改訂された場合に数値が変更される。このとき、B以下の数値は省略する。 B: 「基本原則」又は「遵守原則」の文言が修正された場合に、数値が変更される。コードの主旨は変更されず、文言の修正であることから、A は変更されず、B が追加される。なお、Bの変更には「重点事項」又は「実施項目」の追加が含まれる場合もある。	内容が改訂された場合に数値が変更される。このとき、B以下の数値は省略する。B:基本原則 <b>または</b> 遵守原則の文言が修正された場合に、数値が変更される。コードの主旨は変更されず、文言の修正であることから、Aは変更されず、Bが追加される。なお、重点事項 <b>または</b> 実施項目の追加が含まれる場合もある。	・ このような考え方から本コードでは版の表記を採用しており、改訂状況に応じて、 【第 A. B C 版】と表記する。 A:基本原則または遵守原則の内容のバージョンを意味する。基本原則及び遵守原則の 内容が改訂された場合に数値が変更される。このとき、B以下の数値は省略する。 B:基本原則または遵守原則の文言が修正された場合に、数値が変更される。コードの 主旨は変更されず、文言の修正であることから、A は変更されず、B が追加される。な お、重点事項または実施項目の追加が含まれる場合もある。 C:重点事項または実施項目が追加されたときに数値が追加される。基本原則または遵

則 $_{ullet}$  図 では 「遵守原則 $_{ullet}$  の文言に変更がないため、  $_{ullet}$  A、  $_{ullet}$  の文言に変更がないため、  $_{ullet}$  A、  $_{ullet}$  の文言に変更がないため、  $_{ullet}$  A、  $_{ullet}$  の数値は変更されず、  $_{ullet}$  C が追加される。

される。

# Ⅱ.各コードについて

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
基本原則「1. 自律性の確保」		
会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの 寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時 に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの 寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時 に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの 寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時 に、自律的に学校法人を運営する必要がある。
遵守原則 1 - 1		
会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する <b>幅広い</b> ステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、 <b>学校法人の運営に関する</b> 理解を得られるようにする。	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。
考え方 私立大学の建学の精神並びにその教育研究の目的は、本質的に多様である。会員法人においては、私立大学の多様性、自主性及び独立性を確保するため、教育研究目的を明確に示したうえで、社会に存在する多様なステークホルダーに自らのあり方への理解を得るために努力する必要がある。	考え方 私立大学の建学の精神並びにその教育研究の目的は、本質的に多様である。会 員法人においては、私立大学の多様性、自主性及び独立性を確保するため、教育 研究目的を明確に示したうえで、社会に存在する多様なステークホルダーに自らの あり方への理解を得るために努力する必要がある。	方 私立大学の建学の精神並びにその教育研究の目的は、本質的に多様である。会員法人においては、私立大学の多様性、自主性及び独立性を確保するため、教育研究目的を明確に示したうえで、社会に存在する多様なステークホルダーに自らのあり方への理解を得るために努力する必要がある。
重点事項1-1		
会員法人は、事業に関する中長期的な計画 <u>又は</u> 事業計画等(以下「中期計画 等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	会員法人は、事業に関する中長期的な計画 <u>もしくは</u> 事業計画等(以下「中期計画等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	会員法人は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等(以下「中期計画等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。
考え方 会員法人は、現状のガバナンス体制を自己点検しながら、ガバナンス機能の向上を目指す必要がある。その手段の中心となるものは、中期計画等の策定その他の方法により決定された内容の実施状況を開示することを通じて、自らの多様なステークホルダーの理解を得ることである。ガバナンス機能の向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことのできないものであり、常により高いレベルを目指し続ける必要がある。	考え方 会員法人は、現状のガバナンス体制を自己点検しながら、ガバナンス機能の向上を目指す必要がある。その手段の中心となるものは、中期計画等の策定その他の方法により決定された内容の実施状況を開示することを通じて、自らの多様なステークホルダーの理解を得ることである。ガバナンス機能の向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことのできないものであり、常により高いレベルを目指し続ける必要がある。	方 会員法人は、現状のガバナンス体制を自己点検しながら、ガバナンス機能の向上を目指す必要がある。その手段の中心となるものは、中期計画等の策定その他の方法により決定された内容の実施状況を開示することを通じて、自らの多様なステークホルダーの理解を得ることである。ガバナンス機能の向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことのできないものであり、常により高いレベルを目指し続ける必要がある。
実施項目1-1		
A1 中期計画等の策定に <u>あ</u> たり、中期計画等に <mark>関係する機関又は部署、執行管理者等</mark> <u>の実行主体</u> 、 <u>原則として5年以上の</u> 計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法 をあらかじめ決定する。		中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。
A2 中期計画等の策定に際し、 <b>法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、</b> 直前の中期計画等 <b>に加え、学部等の中期計画があれば、それら</b> との関連性を明らかにする。	1-1 中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等及び他の計画との関連性を明らかに② する。	
A3 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	1-1 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。 ③	
A4 中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込 <b>み、</b> 実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。	1-1 中期計画等において、理事長をはじめ の (4) 方針を盛り込む。       1-1 中期計画等において、 実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確に でする。	
A5 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的か つ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	1-1 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的か ⑥ つ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
A 6 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示	1-1 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示	
し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行 <u>い、</u> 教職員	⑩ し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行 <u>う。</u>	
を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	1-1   <b>中期計画等の内容、進捗管理方法について、</b> 教職員を中心とする構成員に十分に	
A7 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、 <b>理事会はすみ</b>	1-1 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、 <b>速やかに</b> 修正	
<b>やかに評議員会に諮問し、</b> 修正を行える <b>ようにする。</b>	② を行える <b>体制を構築する</b> 。	
A8 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に <b>公開</b>		1-1 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開
する。	③ する。	③ する。
B1 中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的	1-1 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リ	1-1 中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リ
リスクのみならず潜在的リスクについても評価 <u>し</u> 、十分な説明 <u>及び十分な</u> 資料に	⑤ スクのみならず潜在的リスクについても <u>識別、</u> 評価 <u>する。</u>	② スクのみならず中期計画等の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、評議員会
基づき、 <u>教職員、</u> 評議員会等の意見を聴取したうえで <u>最終決定を行う</u> 。	1-1 <b>中期計画等の最終決定は、</b> 十分な説明 <u>、</u> 資料に基づき、評議員会等の意見を聴取	等の意見を聴取したうえで、会議体等の合議により行う。
	⑨ したうえで、会議体等の合議により行う。	
遵守原則1-2		
<u>会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営す</u>		会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営す
<u>るために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立</u>		るために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立
<u>し、円滑な業務執行を行うようにする。</u>		し、円滑な業務執行を行うようにする。
考え方 会員法人は、自らの学校法人の運営に関し、自主性・独立性を確保し、自律的		考え方 会員法人は、自らの学校法人の運営に関し、自主性・独立性を確保し、自律的
<u>に運営できる体制を確立する必要があるが、その体制の確立のために、幅広いス</u>		に運営できる体制を確立する必要があるが、その体制の確立のために、幅広いス
<u>テークホルダーからの多様な意見を聴取し、反映できる体制を確立できなけれ</u>		テークホルダーからの多様な意見を聴取し、反映できる体制を確立できなけれ
<u>ば、社会からの承認を受けることはできない。この点を踏まえ、自主性・独立性</u>		ば、社会からの承認を受けることはできない。この点を踏まえ、自主性・独立性
<u>を確保しつつ、幅広いステークホルダーからの意見を聴取し、その意見を反映でき</u>		を確保しつつ、幅広いステークホルダーからの意見を聴取し、その意見を反映でき
<u>るような体制を確立することによって、円滑な業務執行ができる。</u>		るような体制を確立することによって、円滑な業務執行ができると考える。
重点事項1-2-1		
		会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明
<u>確化し、それぞれが有効に機能するようにする。</u>		確化し、それぞれが有効に機能するようにする。
  考え方 会員法人は、自主性・独立性を確保し、自律的な学校運営をするために、自ら		    考え方 会員法人は、自主性・独立性を確保し、自律的な学校運営をするために、自ら
の体制における執行と監視・監督の役割を明確に分離しなければならない。さら		の体制における執行と監視・監督の役割を明確に分離しなければならない。さら
		に執行と監視・監督の役割を明確に分離するだけでは、それぞれが有効に機能す
<u>るわけではないため、それぞれの役割が有効に機能するための手段も講じ、必要</u>		るわけではないため、それぞれの役割が有効に機能するための手段も講じ、必要
<u>に応じて改善する必要がある。</u>		に応じて改善する必要がある。
実施項目1-2-1		
A 1 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事(以下、「理事長等」という)の業務	4-1 <b>政策を執行する責任者の権限と責任</b> を明確化する。	
<b>執行範囲</b> を明確化する。	3	
A2 政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に	- ^	┃ ┃1-2-1 政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。
<b>至る過程</b> を明確化する。	②	2
A3 理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。	┃ ┃ 4-1 理事会及び <b>常務理事会、</b> 評議員会等の議決事項を明確化する。	   1-2-1 理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。
	9	3
A 4 理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。		
A 5 理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを		
<u>明確化する。</u>		
	1	

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
A 6 <u>規程化する等の方法により、</u> 政策を策定、管理する責任者(理事長、 <b>理事その他</b>	77 777	1-2-1 政策を策定、管理する責任者(理事長、理事その他の部門長等)の権限と責任を
の部門長等)の権限と責任を明確化する。	① の権限と責任を明確化する。	1-2-1 政衆を求定、官座する責任者(建事及、建事での他の即引及寺)の権限と責任を ① 明確化する。
A7 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令	3-2 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令	⊕ 9JHE IU 9 30 6
の内容を役職者及び教職員に周知徹底 <b>し、法令等の遵守の実効性を確保する</b> 。	① の内容を役職者及び教職員に周知徹底 <u>する</u> 。	
B1 教学組織と法人組織の役割・権限を明確化 <u>し、構成員に周知する</u> 。	4-1 教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化 <u>する</u> 。	
	6	
重点事項1-2-2		
		会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が
有効に機能する体制を確立する。		有効に機能する体制を確立する。
   考え方「重点事項1-2-1」において、執行と監視・監督の役割の明確化を行った		  考え方 重点事項1−2−1において、執行と監視・監督の役割の明確化を行ったとし
としても、執行機関内 <mark>又は</mark> 監視・監督機関内における建設的な協働体制が確立し		ても、執行機関内もしくは監視・監督機関内における建設的な協働体制が確立し
ていなければ、それぞれの役割を有効に果たすことはできない。さらに執行機関		ていなければ、それぞれの役割を有効に果たすことはできない。さらに執行機関
と監視・監督機関の相互けん制が有効に機能することに <mark>加え</mark> 、それぞれの機関内		と監視・監督機関の相互けん制が有効に機能することにくわえ、それぞれの機関
においても、相互けん制が有効に機能する必要がある。機関内・機関間の建設的		内においても、相互けん制が有効に機能する必要がある。機関内・機関間の建設
<u>な協働と相互けん制が有効に機能してこそ、自主性・独立性を確保し、自律的な</u> 事	<u> </u>	的な協働と相互けん制が有効に機能してこそ、自主性・独立性を確保し、自律的な
<u>校運営を行うことができる。</u>		学校運営を行うことができる。
実施項目1-2-2		
- A 1 <b>理事会<u>、</u>監事<u>及び</u>評議員会等</b> のガバナンス機関において、 <mark>法令で定められた事項</mark>	4-1 <b>理事会及び監事、評議員会等</b> のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫す	1-2-2 理事会及び監事、評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫す
<u>を遵守したうえで、</u> 定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有	④ ることにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築す	① ることにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築
効な相互けん制が働くような仕組を構築する。	る。	する。
B1 <u>理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意</u> り	₹ 1	
交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組を構築する。		
B2 理事、理事会及び監事が <mark>建設的な協働と相互けん制を行えるよう</mark> 、理事長や特定	4-1 理事、理事会及び監事が、理事長や特定の <u>利害関係者</u> から独立して意見を述べら	1-2-2 理事、理事会及び監事が、理事長や特定のステークホルダーから独立して意見を
の <u>ステークホルダー</u> から独立して <mark>理事、監事及び評議員が</mark> 意見を述べられるか、	⑤ れるか、 <u>モニタリング</u> に必要な正しい情報を適時 <u>、</u> 適切に <u><b>得ているか</b>、理事長<u>、</u></u>	② 述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内
<b>監視</b> に必要な正しい情報を適時 <u>・</u> 適切に <mark>得られるようになっているか</mark> 、理事長 <u>及</u>	<b>内部監査人等</b> との間で適時 <u>、</u> 適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事	部監査人等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事に
び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)	による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか <u>、</u> を定期的に <u><b>チェック</b></u> す	よる報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。
との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及	る。	
び指摘事項が適切に取り扱われているか <mark>等</mark> を定期的に <u>点検</u> する。		

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
基本原則「2. 公共性の確保」		
会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。
遵守原則 2 - 1		u
会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社 会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとっ て有為な人材を育成する。
考え方 わが国における高等教育機関として、私立大学が担ってきた役割は非常に大きい。時代や社会環境の変化によって、求められる人材像も変化しているが、私立大学は、多様な教育研究活動を通じた人材育成により、社会情勢の急速な変化に対応することを可能としてきた。私立大学の使命として、社会からの要請に応えていく必要がある。	考え方 わが国における高等教育機関として、私立大学が担ってきた役割は非常に大きい。時代や社会環境の変化によって、求められる人材像も変化しているが、私立大学は、多様な教育研究活動を通じた人材育成により、社会情勢の急速な変化に対応することを可能としてきた。	考え方 わが国における高等教育機関として、私立大学が担ってきた役割は非常に大きい。時代や社会環境の変化によって、求められる人材像も変化しているが、私立大学は、多様な教育研究活動を通じた人材育成により、社会情勢の急速な変化に対応することを可能としてきた。
重点事項2-1		
会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うため に、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改 善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うため に、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改 善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うため に、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改 善サイクルにより教育研究活動を向上させる。
考え方 時代や社会環境の変化に応じて求められる人材像が変化するように、会員法人が目指す人材育成(大学教育)の方法も、不変のものではない。常により高いレベルを目指す教育方法等の改善・向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことができない。教育研究の改善サイクルを確立し、有効に機能させることは、会員法人の自主性・自律性の確保に必要である。	考え方 時代や社会環境の変化に応じて求められる人材像が変化するように、会員法人が目指す人材育成(大学教育)の方法も、不変のものではない。常により高いレベルを目指す教育方法等の改善・向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことができない。教育研究の改善サイクルを確立し、有効に機能させることは、会員法人の自主性・自律性の確保に必要である。	考え方 時代や社会環境の変化に応じて求められる人材像が変化するように、会員法人が目指す人材育成(大学教育)の方法も、不変のものではない。常により高いレベルを目指す教育方法等の改善・向上は、会員法人のさらなる発展に欠かすことができない。教育研究の改善サイクルを確立し、有効に機能させることは、会員法人の自主性・自律性の確保に必要である。
実施項目2-1		
A1 会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	2-1 <u>学校法人及び当該学校法人</u> が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、 ① <u>学校法人及び</u> 大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画 <u>(以下</u> <u>「事業計画」という)</u> 、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	2-1 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、 ① 学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。
A2 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	2-1 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。 ②	2-1 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。 ②
A3 <u>会員</u> 法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営 資源(ヒト、モノ、カネ)が、著しく非効率とならないよう、経営資源の <u>効率的</u> <u>な</u> 配分に係る基本方針を明確にする。	2-1 <u>学校</u> 法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営 ③ 資源(ヒト、モノ、カネ)が、 <u>効率的な配分となり、</u> 著しく非効率 <u>的</u> なものとな らないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	
A4 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	2-1 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性	2-1 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性 ③ のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。
A5 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の 実質化を図る。	2-1 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の ⑤ 実質化を図る。	2-1 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の ④ 実質化を図る。
B1 内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備 の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的 に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生から の意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。		

	第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
B 2	自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果 <u>、FD(ファカルティ・ディ</u>	2-1 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果 <u>や</u> アンケート調査等を含む I	
	ベロップメント)活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含む IR	⑥ R (インスティテューショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改	
	(インスティテューショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善	善を行う。	
	を行う。		
В3	リカレント教育の諸施策について、その方針 <u><b>及び</b></u> 計画を明確化する。	2-1リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。⑦	
B 4	留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語	2-1 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語	
	教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育	⑧ 教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育	
	課程編成・実施の方針 <u>及び</u> 受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデ	課程編成・実施の方針 <u>、</u> 受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデ	
	ミックな意義付けを明確にする。	ミックな意義付けを明確にする。	
遵 <del>'</del>	守原則 2 - 2		
	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成
	果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示	果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示	果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示
	し、社会に貢献する。	し、社会に貢献する。	し、社会に貢献する。
考えて	ち 常に変化し続ける社会の多様な要請に応じる <b>ため</b> には、現在行っている教育研	  考え方 常に変化し続ける社会の多様な要請に応じるには、現在行っている教育研究活	  考え方    常に変化し続ける社会の多様な要請に応じるには、現在行っている教育研究活
,,,,,	究活動をそのまま継続するだけでなく、社会課題への対応策を見出す中で、私立	動をそのまま継続するだけでなく、社会課題への対応策を見出す中で、私立大学	動をそのまま継続するだけでなく、社会課題への対応策を見出す中で、私立大学
	大学の教育研究活動を発展させ、社会に貢献する必要がある。	の教育研究活動を発展させ、社会に貢献する必要がある。	の教育研究活動を発展させ、社会に貢献する必要がある。
重	点事項 2 - 2		
	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログ	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログ	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログ
	ラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的	ラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的	ラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的
	に行う環境を整える。	に行う環境を整える。	に行う環境を整える。
考えて	方 社会の要請に応えるため、大学と社会・地域を結ぶ形は様々である。これらの	  考え方 社会の要請に応えるため、大学と社会・地域を結ぶ形は様々である。これらの	考え方 社会の要請に応えるため、大学と社会・地域を結ぶ形は様々である。これらの
	活動を支え、推進するためには、基礎となる組織を整え、環境を整備していくこ	活動を支え、推進するためには、基礎となる組織を整え、環境を整備していくこ	活動を支え、推進するためには、基礎となる組織を整え、環境を整備していくこ
	とが不可欠である。会員法人の特性を活かす基礎となる組織があり、多様な手段	とが不可欠である。会員法人の特性を活かす <u>、</u> 基礎となる組織があり、多様な手	とが不可欠である。会員法人の特性を活かす、基礎となる組織があり、多様な手
	を講じてこそ、私立大学としての公共性が確保できる。	段を講じてこそ、私立大学としての公共性が確保できる。	段を講じてこそ、私立大学としての公共性が確保できる。
実	施項目 2 - 2		
A 1	社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	2-2 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	2-2 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。
			1
A 2	社会・地域との連携を支援する体制 <mark>又は仕組</mark> を整備する。	2-2 社会・地域との連携を支援する体制 <b>または仕組み</b> を整備する。	2-2 社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。
		2	2
A 3	<u>研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組を整備する。</u>		
B 1	<u>地域社会、</u> 自治体等の行政機関や企業との対話 <u>等を通じて、ステークホルダーと</u>	2-2 自治体等の行政機関や企業との対話 <u>、</u> 信頼関係の醸成に努める。	2-2 自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。
	<u>の</u> 信頼関係の醸成に努める。	6	3
B 2	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	2-2 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	
В3	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開す	2-2 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開す	
	<b>3</b> .	<ul><li>⑤ る。</li></ul>	
B 4	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献	2-2 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献	
	等に関する諸規程を整備する。	③ 等に関する諸規程を整備する。	
		I .	II.

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
基本原則「3.信頼性・透明性の確保」		
会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を 果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を 果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。
遵守原則 3 - 1		
会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。
考え方 会員法人の自律性を確保し、多様な手段によって公共性を実現するためには、 幅広いステークホルダーからの信頼は欠くことができない。法令を遵守すること は当然のこととして、常に社会貢献を意識した活動を目指す必要がある。	考え方 会員法人の自律性を確保し、多様な手段によって公共性を実現するためには、 幅広いステークホルダーからの信頼は欠くことができない。法令を遵守すること は当然のこととして、常に社会貢献を意識した活動を目指す必要がある。	考え方 会員法人の自律性を確保し、多様な手段によって公共性を実現するためには、 幅広いステークホルダーからの信頼は欠くことができない。法令を遵守すること は当然のこととして、常に社会貢献を意識した活動を目指す必要がある。
重点事項3-1-1 【第1.1版】重点事項3-1		
会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、 <u>監事の独立性を確保し、監事の</u> 支援体制 <u>を</u> 整備 <u>したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化</u> を図る。	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、 <b>監事選任</b> 方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任の過程を明確化し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。
考え方 会員法人のガバナンスを有効に機能させるためには、監査機能の実質化は必要不可欠である。監査機能の中心となるのは監事であり、監事における学校法人の役員としての自覚の醸成、理事からの独立性の確保、監事の精神的・外観的独立性の確保及び監事監査支援体制の整備が必要である。また、監事の選任 <u>の過程</u> についても工夫・改善すること等が望まれる。	考え方 会員法人のガバナンスを有効に機能させるためには、監査機能の実質化は必要不可欠である。監査機能の中心となるのは監事であり、監事における学校法人の役員としての自覚の醸成、理事からの独立性の <u>担保</u> 、監事の精神的・経済的独立性の確保及び監事監査支援体制の整備が必要である。また、監事の選任 <u>方法</u> についても工夫・改善すること等が望まれる。	考え方 会員法人のガバナンスを有効に機能させるためには、監査機能の実質化は必要不可欠である。監査機能の中心となるのは監事であり、監事における学校法人の役員としての自覚の醸成、理事からの独立性の担保、監事の精神的・外観的独立性の確保及び監事監査支援体制の整備が必要である。また、監事の選任の過程についても工夫・改善すること等が望まれる。
実施項目3-1-1		
A1 『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』 <b>等</b> を参考に、監事監査規程(必要に応じて監事監査基準)を策定する。	3-1 『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』を参考に、監事監査規程(必要に ① 応じて監事監査基準)を策定する。	
A 2監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。A 3監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期	3-1 <b>監事が作成する</b> 監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査 ② 資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。 3-1 監事監査の継続性を担保 <b>し、</b> かつ監事の独立性を確保 <b>すべく</b> 、監事の選任時期 <b>及</b>	① 料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。
<u>に入れ替わらないよう</u> 監事の選任時期 <u>などを工夫する</u> 。	① <u>び任期について留意する</u> 。	
A 4 理事会 <u>評議員会</u> において、 <u>監事が</u> 積極的に意見を陳述することができる         構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することができる         A 5 監事監査なる選択の提供、説明符、監事によりな	④ を構築する。また、経営に関する重要な会議等に <u>ついて</u> も出席し、積極的に意見を陳述することができる <u>仕組み</u> を構築する。	
A 5 監事監査に必要な資料の提供、説明等、 <u>監事に</u> 十分な情報提供を行う。	3-1 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。 ⑤ 3-1 監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	
A6 監事間の連携の深化を図るべく、 <b>定期的に会議</b> を開催する。	3-1 監事間の連携の深化を図るべく、 <u>必要に応じて監事会</u> を開催する。 ⑥	
B1 常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にするなどの方法により常勤監事がいる状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	3-1 <b>常勤・常任監事の登用、または</b> 常勤・ <b>常任</b> 監事がいる状況と同様の監事監査が実 ③ 施できるような監事監査支援体制を整備する。	3-1-1 常勤監事の登用、または常勤監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるよう② な監事監査支援体制を整備する。
B2 <u>監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。</u>		

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
B3 <b>監事監査の継続性を担保し、</b> 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮	3-1 監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確	
しつつ、監事選任基準を明確化 <u>し、</u> 監事を選任する。	⑩ 化 <b>または監事指名委員会を設置するなどの方法によって</b> 監事を選任する。	
重点事項3-1-2		
		会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会
<u>計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。</u>		計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。
考え方 会員法人は、自らの財政及び経営の状況について、真実な内容を計算書類及び		考え方 会員法人は、自らの財政及び経営の状況について、真実な内容を計算書類及び
その <mark>附</mark> 属明細書並びに財産目録に表示し、その信頼性を維持する必要がある。計		その付属明細書並びに財産目録に表示し、その信頼性を維持する必要がある。計
算書類及びその <mark>附</mark> 属明細書並びに財産目録の信頼性を担保するための代表的手段		算書類及びその付属明細書並びに財産目録の信頼性を担保するための代表的手段
が会計監査人による監査である。そのため会員法人は独立性ある会計監査人の選		が会計監査人による監査である。そのため会員法人は独立性ある会計監査人の選
<u>任にあたり、公平かつ透明性の高い方法で行う<mark>必要がある</mark>。</u>		任にあたり、公平かつ透明性の高い方法で行うべきである。
実施項目3-1-2		
A1 会計監査人の選任は、監事 <u>がその議案を決定したうえで、評議員会で</u> 行う。	3-1 会計監査人の選任 <b>において</b> は、監事 <b>の意見を踏まえて</b> 行う。	3-1-2 会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて、評議員会で行う。
↑○ <b>○○</b> ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		(1)
A 2 会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を 設定する。		
A 3 <b>会計監査人が有効に機能するために、</b> 監事 <u>、</u> 会計監査人 <mark>及び</mark> 内部監査室等が協議	3-1 監事 <u>と</u> 会計監査人 <u>、</u> 内部監査室等とが協議する場を設定する。	3-1-2 会計監査人が有効に機能するために、監事と会計監査人、内部監査室等とが協議
する場を設定する。	8	② する場を設定する。
A4 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、 <u>財務を担当する理</u>	3-2 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、 <b>財務担当理事</b> と会	3-1-2 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会
<u>事</u> と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	⑪ 計監査人との間で適切に情報を共有する。	③ 計監査人との間で適切に情報を共有する。
遵守原則 3 - 2		
会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事 <u>、<b>監事、</b></u> 評議	会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事及び評議員、学	会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議
員、学長(総長を含む)の <b>選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化</b>	長(総長を含む) <u>(以下、「役職者」という)</u> の <u>選解任過程等に関する透明性の</u>	員、学長(総長を含む)の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化
<u>し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホル</u>	確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る <u>ととも</u>	し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホル
<b>ダーからの理解が得られるようにし</b> 、理事会による理事の職務の執行監督機能の	<u>に</u> 、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防	ダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の
実質化を図る <u>。また、社会からの信頼を損なうことがないように</u> 、大学で起こり	止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり
得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要と される制度整備を行い、実行する。		得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要と される制度整備を行い、実行する。
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	•
考え方 法令を遵守するたけでは、信頼性を確保するには个十分でめる。会員法人は仕 会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにする	考え方 法令を遵守するだけでは、信頼性を確保するには不十分である。会員法人は社 会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにする	考え方 法令を遵守するたけでは、信頼性を確保するには个十分である。会員法人は社 会からの信頼性確保のため、さらには自律性が機能していることを明らかにする
ためにも、法令が求めていなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に	ためにも、法令が求めていなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に	ためにも、法令が求めていなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に
行う必要がある。	行う必要がある。	行う必要がある。
重点事項3-2-1		
		会員法人は、理事、学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多
多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学		くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校
<u>校法人の執行体制の実質化を図る。</u>		法人の執行体制の実質化を図る。
<u>考え方</u> 会員法人は、学校法人の執行体制について、多くのステークホルダーからの理		考え方 会員法人は、学校法人の執行体制について、多くのステークホルダーからの理
<u>解を得られるためには、理事<mark>及び</mark>学長の選任に関して、公平かつ透明性の高い方</u>		解を得られるためには、理事、学長の選任に関して、公平かつ透明性の高い方法
<u>法で行っていることを明らかにすべきである。さらに学校法人の執行体制の実質</u>		で行っていることを明らかにすべきである。さらに学校法人の執行体制の実質化
化のためには、選任方法だけではなく、執行体制全体においても透明性を確保		のためには、選任方法だけではなく、執行体制全体においても透明性を確保し、
し、法令が求めていなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必 要がまる		法令が求めていなくとも、必要と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要が
<u>要がある。</u> 		ある。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
A 1 <u><b>理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の</b></u> 選解任 <u>方法の</u> 透明化を図	3-2 <b>役職者</b> の選解任 <b>過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬</b>	3-2-1 理事の選解任過程の開示、理事の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得
る。	② <b>を得ている役職者の報酬の開示等によって、</b> 透明化を図る。	① ている理事の報酬の開示等によって、透明化を図る。
A 2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対し	3-2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会 <b>及び監</b>	3-2-1 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対し
て <u>適切に</u> 報告がなされる体制を整備する。	③ <u>事に</u> 対して <u>定期的に</u> 報告がなされる体制を整備する。	② て適切に報告がなされる体制を整備する。
A 3 <b>理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。</b>		
	▲ 3-2 不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、 <b>各担当者</b> の権限及び	
及び職責を明確に <u>し</u> 、 <b>その</b> 権限及び職責の範囲において、 <b>法令及び寄附行為等を</b>		
	に職務を遂行 <u>していく</u> 体制を整備する。 <u>その際、職務を複数の者の間で適切に分</u>	
	担または分離させることに留意する。	
A 5 個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであること	3-2 個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであること	
に鑑み、 <u>法<b>令を遵守した</b></u> 個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保	④ に鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制	
護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	を整備し実効的に機能させる。	
A 6 理事等が、 <u>損<b>失の危険の管理に関する規程その他の</b></u> 体制を通じて、信用・ブラン	3-2 理事等が、 <b>事業内容ごとに情報を管理保存する</b> 体制を通じて、信用・ブランドの	
ドの毀損その他の <b>損失を発生させる</b> リスクを認識し、当該リスクの発生可能性及	□ ⑤ 毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害	
 びリスク発生時の損害の大きさを <b>把握する</b> 。	の大きさを <b>適正に評価する</b> 。	
B1 理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透		3-2-1 理事の選解任過程の開示、理事の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得
	② <b>を得ている役職者の報酬の開示等によって、</b> 透明化を図る。	① ている理事の報酬の開示等によって、透明化を図る。
B 2 理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法		
により、学校法人の執行体制の実質化を図る <u>。</u>		
B3 理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによっ		
<u>て、理事会及び理事からの中立性を確保する。</u>		
B4 <u>理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを</u> <u>評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。</u>		
B 5 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その	3-2 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その	
他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開	④ 他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開	
する。	する。	
B6 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応	3-2 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応	3-2-1 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応
が困難となる事態が生じないよう、 <mark>職務を複数の者の間で適切に分担又は分離で</mark>	⑦ が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよ	③ が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよ
<u>きるように、</u> 権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	う、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	う、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。
重点事項3-2-2		
会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人		会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人
<u>の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必</u>		の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必
要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。		要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。
。 ぎえ方 会員法人は、学校法人の監視・監督体制について、多くのステークホルダーか		  考え方 会員法人は、学校法人の監視・監督体制について、多くのステークホルダーか
<u> </u>		らの理解を得られるためには、監事、評議員の選任に関して、公平かつ透明性の
高い方法で行っていることを明らかにすべきである。学校法人の体制の実質化の		高い方法で行っていることを明らかにすべきである。学校法人の体制の実質化の
ためには、監事の選任過程の明確化及び評議員の選任方法の開示だけではなく、		ためには、監事の選任過程の明確化及び評議員の選任方法の開示だけではなく、
<u>ためには、血事の医性過程の切喩に及び計議員の医性力法の開かたりではなべ、</u> 監視・監督体制全体においても透明性を確保し、法令が求めていなくとも、必要		監視・監督体制全体においても透明性を確保し、法令が求めていなくとも、必要
<u> と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。</u>		と考えられる制度等の整備を積極的に行う必要がある。
	1	∥ ⊂ ワ イヒ Ͻ イロ ʊ ロワコメス、寸ツ エ /⊞ ヒ 'k  ア╩トア アヒー   ] ノ処女 /I 'Ͷ ʊ o

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
実施項目3-2-2		
A1 <u>監事</u> の選解任過程 <u>については、法令で定められた選任機関や決議要件のみなら</u> <u>ず、その具体的な手続き等を明確化すること</u> によって、透明化を図る。	3-2 <u>役職者</u> の選解任過程 <u>の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬</u> ② <u>を得ている役職者の報酬の開示等</u> によって、透明化を図る。	3-2-2 監事、評議員の選解任過程の開示、監事、評議員の報酬の決定方法の開示、一定① 額以上の報酬を得ている監事、評議員の報酬の開示等によって、透明化を図る。
A 2 <mark>評議員</mark> の選解任 <u>方法</u> の開示によって、透明化を図る。	3-2 <u>役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬</u> ② <u>を得ている役職者の報酬の開示等</u> によって、透明化を図る。	3-2-2 監事、評議員の選解任過程の開示、監事、評議員の報酬の決定方法の開示、一定 ① 額以上の報酬を得ている監事、評議員の報酬の開示等によって、透明化を図る。
A 3 <u>評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組を整備す</u> <u>る。</u>		
A 4 相互 <b>けん</b> 制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等 による三様監査体制を確立する。	3-2 相互 <b>牽</b> 制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等に ⑩ よる三様監査体制を確立する。	3-2-2 相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等④ による三様監査体制を確立する。
A5 会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規 程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び 監事に対して報告がなさ れる体制を整備する。	3-2 <b>法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び</b> 監 事に対して <b>定期的に</b> 報告がなされる体制を整備する。	3-2-2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、監事に対して② すみやかに報告がなされる体制を整備する。
B1 <u>監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、</u> 監事の報酬 <u>基準の</u> 透明化を図る。	3-2 <u>役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬</u> ② <u>を得ている役職者の報酬の開示等によって、</u> 透明化を図る。	3-2-2 監事、評議員の選解任過程の開示、監事、評議員の報酬の決定方法の開示、一定① 額以上の報酬を得ている監事、評議員の報酬の開示等によって、透明化を図る。
B2 <u>監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を</u> 整備する。		
B3 <u>評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員</u> の報酬 <u>基準</u> <u>の</u> 透明化を図る。	3-2 <u>役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬</u> ② <u>を得ている役職者の報酬の開示等によって、</u> 透明化を図る。	3-2-2 監事、評議員の選解任過程の開示、監事、評議員の報酬の決定方法の開示、一定① 額以上の報酬を得ている監事、評議員の報酬の開示等によって、透明化を図る。
B4 法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。		3-2-2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員会に対 ③ して適切に報告がなされる体制を整備する。
重点事項 3 - 2 - 3 <del>【第1.1版】重点事項 3 - 2</del>		
会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内 部統制体制 <b>を</b> 確立 <b>し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化</b> を図る。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制 <b>の</b> 確立を図る。	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内 部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。
考え方 会員法人におけるガバナンスの監査体制は、監事による監査に限るものではなく、監事監査を支える有効な内部統制体制や内部監査体制の確立も必要となる。「重点事項3-1 <u>-1</u> 」と併せて、外部チェックと内部チェックの体制が整い機能してこそ、会員法人に対する信頼性の確保につながる。	考え方 会員法人におけるガバナンスの監査体制は、監事による監査に限るものではなく、監事監査を支える有効な内部統制体制や内部監査体制の確立も必要となる。 「重点事項3-1」と併せて、外部チェックと内部チェックの体制が整い機能してこそ、会員法人に対する信頼性の確保につながる。	考え方 会員法人におけるガバナンスの監査体制は、監事による監査に限るものではなく、監事監査を支える有効な内部統制体制や内部監査体制の確立も必要となる。 「重点事項3-1-1」と併せて、外部チェックと内部チェックの体制が整い機能してこそ、会員法人に対する信頼性の確保につながる。
実施項目3-2-3		
A1 内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	3-2 <b>内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室</b> <b>(8) 等</b> ) を設置するなど、内部チェック機能を高める。	3-2-3 内部監査室あるいはこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室 ① 等)を設置するなど、内部チェック機能を高める。
A 2 コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク 管理に関する教育・研修を継続的に実施する。		
A3 <u>『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制</u> に関する諸規程を整備 し、内部統制 <u>の運営、確認及び改善のサイクルを構築する</u> 。	3-2 <b>内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査</b> に関する諸規程を整備 ⑨ し、内部統制 <b>体制を確立する</b> 。	3-2-3 内部監査基準または内部監査ガイドライン等の内部監査に関する諸規程を整備 ② し、内部統制体制を確立する。
A 4 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法 務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する 体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを 確保する体制を整備する。	3-2 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法 ② 務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する 体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを 確保する体制を整備する。	3-2-1 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法 ④ 務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する 体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを 確保する体制を整備する。
B1 組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないように する。 B2 内部統制システムに関する点検を定期的に行う。		

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
重点事項3-2-4		
会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、 有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。		会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、 有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含 め、内部通報の実質化を図る。
考え方 会員法人のガバナンス体制が機能不全に陥っていることを把握するための制度 として、公益通報制度がある。しかし公益通報制度があるだけでは、ガバナンス 体制が機能不全に陥っていることを把握できるとは限らない。公益通報制度が有 効に機能してはじめてガバナンス体制の機能不全を把握できることから、会員法人は公益通報者に不利益を生じさせないような仕組等の通報後の対応を含め、運用 体制を開示し、公益通報制度を有効に機能させるために、必要に応じて改善を行 う必要がある。		考え方 会員法人のガバナンス体制が機能不全に陥っていることを把握するための制度 として、内部通報制度がある。しかし内部通報制度があるだけでは、ガバナンス体 制が機能不全に陥っていることを把握できるとは限らない。内部通報制度が有効 に機能してはじめてガバナンス体制の機能不全を把握できることから、会員法人は 内部通報者に不利益を生じさせないような仕組み等の通報後の対応を含め、運用 体制を開示し、内部通報制度を有効に機能させるために、必要に応じて改善を行 う必要がある。
実施項目 3 - 2 - 4		
A1 教職員等が違法 <b>又は</b> 不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	3-2 教職員等が違法 <u>または</u> 不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えるこ ③ とができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	3-2-4 教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えるこ ① とができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。
A 2 公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための 仕知も整備する		
<u>仕組を整備する。</u> B1 公益通報窓口を法人内に設置するだけではなく、法人外にも設置し、公益通報に 係る体制を実効的に機能させる。		
B2 ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。		
遵守原則 3 - 3		
会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会 <u>に存在する幅広いステークホルダー</u> から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る 情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報 を公開する。	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。
考え方 会員法人の透明性確保のためには、情報公開を定期的に行うだけでなく、情報 公開を社会とのコミュニケーションの一環と捉え、広く社会から理解を得るため、様々な機会を有効に活用し、積極的な情報公開を行う必要がある。このこと は公共性を有する私立大学にとって、説明責任を果たすための不可欠な手段である。	考え方 会員法人の透明性確保のためには、情報開示を定期的に行うだけでなく、情報 公開を社会とのコミュニケーションの一環と捉え、広く社会から理解を得るた め、様々な機会を有効に活用し、積極的な情報公開を行う必要がある。このこと は公共性を有する私立大学にとって、説明責任を果たすための不可欠な手段であ る。	考え方 会員法人の透明性確保のためには、情報開示を定期的に行うだけでなく、情報 公開を社会とのコミュニケーションの一環と捉え、広く社会から理解を得るため、様々な機会を有効に活用し、積極的な情報公開を行う必要がある。このこと は公共性を有する私立大学にとって、説明責任を果たすための不可欠な手段である。
重点事項3-3-1		
会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度 <b>を</b> 整備 <b>し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る</b> 。	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うため の制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。
考え方 多種多様な機会を有効に活用し、積極的に情報公開を行ったとしても、継続的かつ時宜に適うように公開しなければ、透明性を確保することはできない。会員法人は、そのための組織や制度の整備も今以上に進め、常に改善を進めていくことが望まれる。	考え方 多種多様な機会を有効に活用し、積極的に情報公開を行ったとしても、継続的かつ時宜に適うように公開しなければ、透明性を確保することはできない。会員法人は、そのための組織や制度の整備も今以上に進め、常に改善を進めていくことが望まれる。	考え方 多種多様な機会を有効に活用し、積極的に情報公開を行ったとしても、継続的かつ時宜に適うように公開しなければ、透明性を確保することはできない。会員法人は、そのための組織や制度の整備も今以上に進め、常に改善を進めていくことが望まれる。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
実施項目3-3-1		
A1 いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。 A2 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる	<ul> <li>3-3-1 いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように <u>開示</u>するかなどを規定した情① 報公開基準<u>または</u>ガイドライン等の諸規程を整備する。</li> <li>3-3-1 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、<u>開示</u>すべき情報が迅速かつ網羅的に② 収集され、法令等に則って適時、正確に<u>開示</u>することのできる体制<u>または</u>システ</li> </ul>	3-3-1 いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報 ① 公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。 3-3-1 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に ② 収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステ
体制 <b>又は</b> システムを整備する。  A3 法令に定められた <b>寄附行為の内容及び</b> 財務書類 <u>並びに</u> 中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果 <u>並びに当該</u> 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公	ムを整備する。  3-3-1 法令に定められた財務書類等を適切に公開する。 ③ 3-3-1 中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じてその進捗状況を公表す ④ る。	ムを整備する。
表する。	3-3-1 認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果 <u>等</u> 、学外からの評 ⑤ 価結果 <u>等を公表する。</u> 3-3-1 学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報を公開する。 ⑥	
A4 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により <u>、インター</u> <u>ネット等を通じて</u> 公表する。	3-3-1 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。	
B1 <mark>公開</mark> した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	3-3-1 <u>公表</u> した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。 ⑧	3-3-1 公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。
重点事項3-3-2		
会員法人は、情報公開するに <mark>あ</mark> たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	会員法人は、情報 <u>を</u> 公開するに <u>当</u> たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	会員法人は、情報公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られ るよう、その公開方法の工夫・改善を図る
考え方 情報公開は情報を公表すれば、それでよいというものではない。幅広いステークホルダーからの理解が得られるように、公開情報へのアクセスのしやすさ及びわかりやすさなどを常に工夫し、改善していくことが望まれる。	考え方 情報開示は情報を公開すれば、それでよいというものではない。幅広いステークホルダーからの理解が得られるように、公開情報へのアクセスのしやすさ、わかりやすさなどを常に工夫し、改善していくことが望まれる。	考え方 情報公開は情報を公表すれば、それでよいというものではない。幅広いステークホルダーからの理解が得られるように、公開情報へのアクセスのしやすさ、わかりやすさなどを常に工夫し、改善していくことが望まれる。
実施項目 3 - 3 - 2		
A1 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	3-3-2 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。 ①	3-3-2 公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。 ①
A2 公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	3-3-2 公開した情報へのアクセシビリティ <u><b>及びユーザビリティ</b></u> の向上を図る。 ②	3-3-2 公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。 ②
A3 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を 公開する。	3-3-2 情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表 ③ を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を 公開する。	
A4 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該 <u>学校</u> 法人に 重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して <u>公開</u> す る。	3-3-2 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要 ⑤ な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して <u>公表</u> する。	3-3-2 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該法人に重要③ な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。
B1 webサイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署 を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。		
B2 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅 広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	3-3-2 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅 ⑦ 広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
基本原則「4. 継続性の確保」		
会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続 <u>並びに</u> 発展に努める必要がある。	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。
遵守原則 4 - 1		
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、 <u>法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、</u> 大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営 <u>を行うようにする</u> 。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係 る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営 <u>に努める</u> 。	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。
考え方 私立大学がその使命を永続的に果たすためには、会員法人の継続性の確保は欠くことができないものである。そのためには、自律的な組織に基づく制度運営、財政基盤の安定化、経営基盤の強化の3点は重要な要素である。  私立大学における大学運営に係る諸機関(理事会、監事及び評議員会等)は、大学が自律的運営を行うために必要なものであるが、会員法人の歴史によって、その名称及び具体的な機能は異なっている。この多様性は保持しつつも、会員法人の継続性を確保するためには、それぞれの機関の機能を実質化する必要がある。	考え方 私立大学がその使命を永続的に果たすためには、会員法人の継続性の確保は欠くことができないものである。そのためには、自律的な組織に基づく制度運営、財政基盤の安定化、経営基盤の強化の3点は重要な要素である。 私立大学における大学運営に係る諸 <b>制度(評議員会、</b> 理事会 <b>及び監事</b> 等)は、大学が自律的運営を行うために必要なものであるが、会員法人の歴史によって、その名称及び具体的な機能は異なっている。この多様性は保持しつつも、会員法人の継続性を確保するためには、それぞれの機関の機能を実質化する必要がある。	考え方 私立大学がその使命を永続的に果たすためには、会員法人の継続性の確保は欠くことができないものである。そのためには、自律的な組織に基づく制度運営、財政基盤の安定化、経営基盤の強化の3点は重要な要素である。  私立大学における大学運営に係る諸制度(理事会、監事及び評議員会等)は、大学が自律的運営を行うために必要なものであるが、会員法人の歴史によって、その名称及び具体的な機能は異なっている。この多様性は保持しつつも、会員法人の継続性を確保するためには、それぞれの機関の機能を実質化する必要がある。
重点事項4-1		
会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、 <u>外部</u> 人材※も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。 ※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、 <u>評議</u> <u>員会、</u> 理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材※も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。 ※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員または職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員または職員でない者とみなす。
考え方 会員法人のガバナンスが有効に機能するためには、理事会、監事、評議員会、 教授会等の各機関が実質的に機能し、その役割を十二分に果たすことができるよ うに工夫・改善する必要がある。各機関の名称、役割や機能は、会員法人によっ て異なる場合があるが、それぞれが果たすべき役割や機能は明確にする必要があ る。役割を明確化し、各機関が有効に機能するように改善し続けることは、私立 大学のガバナンス向上に必要である。	考え方 会員法人のガバナンスが有効に機能するためには、評議員会、理事会、監事、 学長や教授会等の各機関が実質的に機能し、その役割を十二分に果たすことがで きるように工夫・改善する必要がある。各機関の名称、役割や機能は、会員法人 によって異なる場合があるが、それぞれが果たすべき役割や機能は明確にする必 要がある。役割を明確化し、各機関が有効に機能するように改善し続けること は、私立大学のガバナンス向上に必要である。	
実施項目 4 - 1		
A1 理事会、評議員会の開催に <u>あ</u> たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の <u>仕組</u> を構築する。	4-1 理事会、評議員会の開催に <u>当</u> たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資 ⑩ 料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の <u>仕組み</u> を構築する。	4-1 理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資① 料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。
A 2 理事、評議員の定数は学校法人の規模 <u>及び実質的な議論ができること</u> を <u>考慮した</u> 数とする。	4-1 理事、評議員の定数は学校法人の規模を <b>踏まえた</b> 数とする。 ①	4-1 理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。
A3 ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力 を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	4-1 ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力 ③ を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	
A4 <u>ガバナンスが有効に機能するように、会員</u> 法人内外の人材のバランス <u>を</u> 考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。	4-1 学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員もしくは教職員でない者(以下、「外部人材*」という)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。 *私立学校法第 38 条第 6 項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員または職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員または職員でない者とみなす。	

770 4 NE	Art a a UE	
第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
A 5 <u>評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。</u>		
A6 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するととも	4-1 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するととも	4-1 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するととも
に、外部人材からの意見聴取の <mark>仕組</mark> を整備する。	⑭ に、外部人材からの意見聴取の <b>仕組み</b> を整備する。	④ に、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。
A7 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	3-1 監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	
	9	
	4-1 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	
	(IS)	
B1 <u>理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十</u>		
<u>分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組を整備する。</u>		
B2 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる <u>仕組</u>	4-1 政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる <u>仕組</u>	
をITの活用等により構築する。	<ul><li>⑦ <u>み</u>を   Tの活用等により構築する。</li></ul>	
B3 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するための I T環境を整備す	4-1 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の <u>組織</u> 構成員に伝達するための   T環境を整	
るなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する <u>仕組</u> を構築する。	⑧ 備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する <u><b>仕組み</b></u> を構築する。	
遵守原則 4 - 2		
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安
定化、経営基盤の強化 <b>を行うようにする</b> 。	定化、経営基盤の強化 <b>に努める</b> 。	定化、経営基盤の強化を行うようにする。
考え方 私立大学がその使命を永続的に果たすことを目的に、会員法人の継続性を確保	考え方 私立大学がその使命を永続的に果たすことを目的に、会員法人の継続性を確保	考え方 私立大学がその使命を永続的に果たすことを目的に、会員法人の継続性を確保
するため、自律的な組織に基づく制度運営、財政基盤の安定化、経営基盤の強化	するため、自律的な組織に基づく制度運営、財政基盤の安定化、経営基盤の強化	するため、自律的な組織に基づく制度運営、財政基盤の安定化、経営基盤の強化
の3点は重要な要素である。	の3点は重要な要素である。	の3点は重要な要素である。
<u>教育研究活動の継続性を実現するためには、財政基盤の安定化は不可欠であ</u>	<u>私立大学における大学運営に係る諸制度(評議員会、理事会及び監事等)につ</u>	私立大学における大学運営に係る諸制度(理事会、監事及び評議員会等)につ
<u>る。当然のことながら、安定した財政基盤がなければ、教育研究活動の継続性を</u>	<u>いては、大学が自律的運営を行うために必要なものであり、それぞれ会員法人の</u>	いては、大学が自律的運営を行うために必要なものであり、それぞれ会員法人の
実現することはできない。また財政基盤が安定していたとしても、経営基盤がぜい	<u>歴史等によって、その名称や役割は異なっている。この多様性は保持しつつ、会</u>	歴史等によって、その名称や役割は異なっている。この多様性は保持しつつ、会
弱であれば、このときも教育研究活動の継続性を確保することはできない。財政	<u>員法人の継続性を確保するためには、それぞれの機関の機能を実質化することが</u>	員法人の継続性を確保するためには、それぞれの機関の機能を実質化することが
基盤の安定化のみならず、経営基盤の強化があってこそ、教育研究活動の継続性	<u>必要である。</u>	必要である。
<u>を実現することができる。</u>		
重点事項4-2-1		
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するた_		会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するた
<u>めに、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計</u>		めに、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計
<u>監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅</u>		監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅
<u>広いステークホルダーへ開示する。</u>		広いステークホルダーへ開示する。
考え方 会員法人は、自らの教育研究活動の継続性を実現させる必要があり、そのため		考え方 会員法人は、自らの教育研究活動の継続性を実現させる必要があり、そのため
に財政基盤の安定化は必要不可欠であり、その前段として財政及び経営の状況を		に財政基盤の安定化は必要不可欠であり、その前段として財政及び経営の状況を
		適時に把握できなければならない。このためには会計帳簿を適時・正確に作成す
- <u>る必要がある。さらに会員法人は幅広いステークホルダーに対して、この財政及び</u>		る必要がある。さらに会員法人は幅広いステークホルダーに対して、この財政及び
経営の状況に関する情報を、信頼性を付与した形で <mark>開示</mark> し、多くのステークホル		経営の状況に関する情報を、信頼性を付与した形で開示し、多くのステークホル
<u>ダーからの理解を得られるように<mark>する必要がある。</mark></u>		ダーからの理解を得られるようにすべきである。

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
実施項目4-2-1		<u> </u>
A1 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の 状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、 明瞭性に留意した情報を <mark>開示</mark> する。  A2 学校法人の「学校法人の継続法人の前提(日本公認会計士協会「学校法人の継続 法人の前提に関するQ&A」参照)」に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関 する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	3-3-2 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の ④ 状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、 明瞭性に留意した情報を <b>公表</b> する。	<ul> <li>4-2-1 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の</li> <li>① 状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公開する。</li> <li>4-2-1 会員法人の「学校法人の継続法人の前提」に重要な疑義を生じさせるような事象</li> <li>② 又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。</li> </ul>
A3 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成 を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	3-3-2 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成 ⑥ を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	
重点事項4-2-2 <del>【第1.1版】重点事項4-2-1</del>		u
会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金 以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。 考え方 私立大学の財政基盤は、学生納付金によって多くを支えられているのが、現状	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金 以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。 考え方 私立大学の財政基盤は、学生納付金によって多くを支えられているのが、現状	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金 以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。 考え方 私立大学の財政基盤は、学生納付金によって多くを支えられているのが、現状
である。今後人口減少等の環境変化により、その財政基盤は揺らぎ、教育研究活動の継続性が確保できなくなる可能性も否定できない。このような状況に鑑みれば、学生納付金以外の収入の安定化・多様化を目指すことが望まれる。	である。今後人口減少等の環境変化により、その財政基盤は揺らぎ、教育研究活動の継続性が確保できなくなる可能性も否定できない。このような状況に鑑みれば、学生納付金以外の収入の安定化・多様化を目指すことが望まれる。	である。今後人口減少等の環境変化により、その財政基盤は揺らぎ、教育研究活動の継続性が確保できなくなる可能性も否定できない。このような状況に鑑みれば、学生納付金以外の収入の安定化・多様化を目指すことが望まれる。
実施項目4-2-2		
A1 <u>財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。</u>		
A 2 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を 整備する。	4-2-1 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を⑤ 整備する。	4-2-2 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を② 整備する。
A3 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。 A4 リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	4-2-1 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連 ⑥ 携を推進するための体制を整備する。 4-2-1 リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	4-2-2 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連③ 携を推進するための体制を整備する。
B1 <u>寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるよう</u> にする。		
B2 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	4-2-1 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進す ① るための体制を整備する。	
B3 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務として の寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を 図る。	4-2-1 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務として ② の寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を 図る。	
B4 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	4-2-1 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分 ③ 化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、 地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化し たうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	4-2-2 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分 ① 化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、 地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化し たうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。
B5 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。 B6 教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。	4-2-1 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや ④ 成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。	

第2.1版	第1.1版	第2.0版(参考)※参考掲載のため、変更点の下線等なし
重点事項4-2-3 【第1.1版】重点事項4-2-2		
会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性 <b>確保</b> 及び教育研究活動の継	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性及び教育研究活動の継続性	会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継
続性確保のために、 <b>法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、</b>	確保のために、危機管理体制を拡充する。	続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、
<u>必要に応じて運用体制を見直し、有効な</u> 危機管理体制を拡充する。		必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。
考え方 大学運営において、管理運営における不適切な事案の発生、個人情報の漏洩、	考え方 大学運営において、管理運営における不適切な事案の発生、個人情報の漏洩、	考え方 大学運営において、管理運営における不適切な事案の発生、個人情報の漏洩、
研究費の不正使用、論文不正行為、事故、ハラスメント、災害の発生や感染症の	研究費の不正使用、論文不正行為、事故、ハラスメント、災害の発生や感染症の	研究費の不正使用、論文不正行為、事故、ハラスメント、災害の発生や感染症の
発生(パンデミック)等(以下「危機等」という)、多くのリスクが存在してい	発生(パンデミック)等(以下「危機等」という)、多くのリスクが存在してい	発生(パンデミック)等(以下「危機等」という)、多くのリスクが存在してい
る。これらの危機 <b>等の</b> 発生時に適切な対応ができなければ、教育研究活動の継続	る。これらの危機発生時に適切な対応ができなければ、教育研究活動の継続のみ	る。これらの危機等の発生時に適切な対応ができなければ、教育研究活動の継続
のみならず、広く社会 <b>に存在するステークホルダー</b> からの信頼を得ることはでき	ならず、広く社会からの信頼を得ることはできない。	のみならず、広く社会に存在するステークホルダーからの信頼を得ることはでき
ない。		ない。
実施項目4-2-3		
A1 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備 <u>し、当該システム</u>	4-2-2 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備 <b>する</b> 。	4-2-3 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備する。
<u>及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める</u> 。		①
A 2 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、 <b>すみやかな情報公開</b> と再発防止が図	4-2-2 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、 <u>速やかな公表</u> と再発防止が図られる	
られる体制を整備する。	② 体制を整備する。	
A3 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対	4-2-2 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対	
応 <u><b>できる体制を整備</b></u> する。	<ul><li>④ 応する。</li></ul>	
A4 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	4-2-2 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	
	<b>(5)</b>	
A5 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	4-2-2 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	4-2-3 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。
	6	②
A6 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	4-2-2 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	4-2-3 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。
	7	3
B1 重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決		
<u>定する。</u>		
B2 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マ	4-2-2 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マ	
ニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等	③ ニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等	
に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修 <u>、訓練</u> 等を実施する。	に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	